

練馬区区民との協働指針

平成 22 年（2010 年）3 月
練馬区

はじめに

練馬区は平成21年12月に、新たな区政運営の指針となる基本構想を策定いたしました。この構想では、練馬区のめざす10年後の姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」とするとともに、この姿を実現するための区政経営の基本姿勢の柱の一つを「区民と区との協働のまちづくり」といたしました。

区では、これまで町会・自治会やNPO・ボランティア団体など、多様な活動主体とさまざまな形で協働事業を行ってきています。また、地域には、自主的・主体的に取り組むさまざまな活動を通じた豊富な経験やノウハウの蓄積があります。

地域課題の多様化・複雑化が進む中で、より区民満足度の高い豊かな地域社会を築いていくために、これらの多様な活動主体と行政とが、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら、力を合わせて取り組むことがこれまでも増して強く求められています。

そこで、区ではこのたび、基本構想に掲げる「区民と区との協働のまちづくり」を進めるため、協働についての基本的な考え方を改めて整理し、施策や事業の具体的な方向性を示した「練馬区区民との協働指針」を策定いたしました。

今後は、本指針に基づき、協働を一層推進するための仕組みづくりを進め、区民の皆さまと区が、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう取り組んでまいります。

最後に、本指針の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました「練馬区区民との協働のあり方懇談会」の委員の皆さま、ならびに区民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成22年3月

練馬区長 志村 豊志郎

目次

第1章 練馬区区民との協働指針策定の経緯と位置付け	1
第2章 なぜ、「協働」が必要なのか	2
1 協働の必要性	
2 協働の効果	
第3章 協働の基本的な考え方	5
1 協働の定義	
2 協働の主体	
3 協働の形態	
4 協働の原則	
第4章 協働を進めるために	13
1 協働を推進する体制を整備する	
2 協働の主体がいきいきと活動できる環境を整備する	
3 多くの人材が地域で活躍するための仕組みをつくる	
資料	17
1 練馬区区民協働のあり方懇談会設置要綱	
2 練馬区区民協働のあり方懇談会 委員名簿	
3 練馬区区民協働のあり方懇談会 検討経過	
4 練馬区区民協働調整会議設置要綱	

第1章 練馬区区民との協働指針策定の経緯と位置付け

区は、平成17年3月に「練馬区NPOとの協働指針」を策定し、NPO^(*1)・ボランティア団体と区との協働^(*2)に対する考え方や、協働を進めるために区が取り組むべき具体的施策等を示しました。

その後、練馬区行政改革推進プラン（平成19年度～22年度）ではNPO・ボランティア団体だけでなく、区民、地域との協働を総合的に推進するため、庁内に（仮称）区民協働調整会議を設置し、区のそれぞれの分野で事業展開を図ってきている協働について全庁的な連携・調整を図ることとしました。

そこで、平成20年7月に庁内の検討組織として「練馬区区民協働調整会議」を設置し、区民との協働を総合的・統一的に推進するための「区民との協働指針」の策定に向けて、課題や解決の方向性等について検討を行いました。あわせて、庁内の協働事業に関する調査を行い、区民との協働事業の現状や区としての考え方について一定の整理を行い、平成21年3月に検討結果を「区民との協働指針策定に向けた平成20年度庁内検討報告書」としてまとめました。

次に、学識経験者、町会・自治会やNPO・ボランティア団体など各活動主体の代表者、公募区民の計10名で構成される「練馬区区民との協働のあり方懇談会」を平成21年5月に設置し、庁内検討報告書を基に、区民の立場から、協働の基本的な考え方や協働を推進するための環境整備等について検討していただきました。その検討の成果は「練馬区区民との協働指針策定に向けての提言」として、平成21年10月に懇談会から区長へ提出されました。

一方、区は、区民の皆様と共有する新たな区政運営の指針として、平成30年代初頭を目標年次とする「練馬区基本構想」を平成21年12月に策定しました。この中では「区政経営の基本姿勢」の柱の一つを「区民と区との協働のまちづくり」とし、区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めることとしています。

以上のような経緯から、練馬区基本構想で掲げている「区民と区との協働のまちづくり」を進めるため、練馬区区民との協働のあり方懇談会からの提言を踏まえて本指針を作成しました。本指針は、「練馬区NPOとの協働指針」を発展的に継承するとともに、町会・自治会やNPO・ボランティア団体等のさまざまな活動主体との協働事業全体を一層推進する仕組みづくりに向け、施策・事業の具体的な方向性を示すものとなります。

(*1)NPO：Non-Profit Organizationの略称で、「非営利組織」「民間非営利団体」等と訳され、福祉やまちづくり、環境保全など、社会のさまざまな課題に主体的に取り組んでいる民間の組織や団体を指す。

(*2)協働：協働の定義については5ページ参照

第2章 なぜ、「協働」が必要なのか

1 協働の必要性

現在、地域では、町会・自治会やPTA、青少年育成地区委員会、民生・児童委員協議会等のさまざまな活動主体が区と連携して、防犯・防火・防災や環境美化、青少年健全育成、生活相談・自立支援、高齢者の見守り等の活動を行っています。また、NPO・ボランティア団体が介護や子育て等の課題に対して、自主的・主体的に取り組む活動が活発になってきています。そして、これらの活動を通じた、多様な人材の豊富な経験・ノウハウの蓄積が地域にはあります。今後は、これらの活動主体の活力を地域の中でこれまでに以上に活かす仕組みをつくり、地域の課題を地域で解決していく自律型の地域社会の構築をめざしていく必要があります。

一方、行政を取り巻く環境は、社会経済情勢の急速な変化に伴い厳しさを増しており、地域課題は多様化・複雑化が進んでいます。こうした状況において、行政がこれまでと同様に公共サービスのすべてを受け持つことは、極めて困難になっています。そのため、サービスの質を確保し、より区民満足度の高い豊かな地域社会を実現していくためには、行政主導から地域協働への転換を進め、多様な活動主体と行政とが、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら力を合わせて取り組むことが必要になってきます。

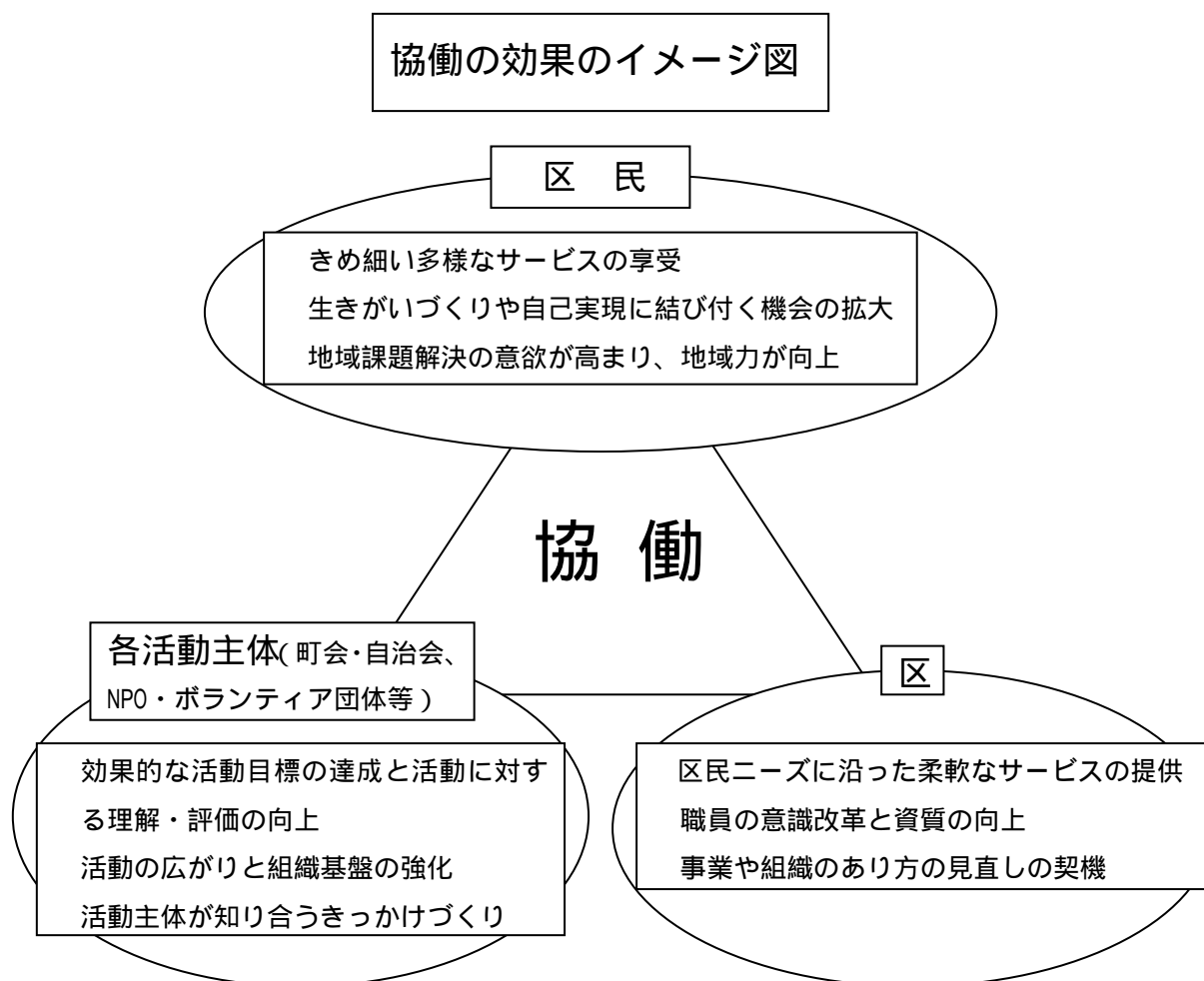
地域と行政がともに地域課題に取り組むことは、区民が求めるきめ細かいサービス提供や、地域の特性に合わせた的確なサービスの実現につながります。また、区民が自らの地域の課題に取り組む機会を創出し、活動を活発化させ、人と人とのつながりをつくることは、まちの地域力を高めることにもなります。

このようなことから、今後、区には、多様な活動主体と役割分担しながら、協働により効果的・効率的に公共サービスを提供していくための環境を整備していくことが求められています。また、区民にさまざまな地域の課題に関心を持ってもらい、豊富な経験等を活かすための施策を実施していくことは、区民に最も身近な基礎的自治体の責務です。

なお、地域と行政が地域課題にともに取り組み、解決するまでの過程では、双方とも困難を伴う場合があります。しかし、各活動主体と区職員がともに知恵を出し、汗を流すプロセスは協働の推進と不可分であり、課題解決に向けた地道で粘り強い取組の一つ一つが、より良い地域社会の実現に結びついていくのです。

2 協働の効果

多様な活動主体と区が互いの持つ特性を活かしながら協働することで、区民、各活動主体、区それぞれにとって、以下のような効果が期待できます。



(1) 区民にとっての効果

きめ細かい多様なサービスの提供を受けることができるようになります。

地域での活動が活発に行われることにより、区民の生きがいづくりや自己実現に結び付く機会が拡大されます。

主体的に地域課題を解決していこうとする区民の意欲が高まり、地域力の向上につながります。

(2) 各活動主体（町会・自治会、NPO・ボランティア団体等）にとっての
効果

各活動主体の特性を活かして協働することにより、効果的にそれぞれの活動目標を達成できるようになり、活動に対する区民の理解が広がる
とともに、評価が高まります。

新たな活動の場や事業を展開する機会が広がることにより、活動の活
性化と組織基盤の強化につながります。

活動主体同士が知り合うきっかけとなり、地域のネットワークづくり
が図られ、新たな利用者や参加者の獲得、事業協力者の増加につながり
ます。

(3) 区にとっての効果

多様な活動主体の地域性や専門性を取り入れることで、事業内容が充
実し、区民ニーズに沿った柔軟な行政サービスが効果的・効率的に提供
できます。

行政とは異なる特性を持つ活動主体との地域課題の解決までの過程に
おいて、職員の意識改革と資質向上が期待されます。

事業のあり方や組織のあり方等の見直しの契機となります。

第3章 協働の基本的な考え方

1 協働の定義

協働を以下のように定義します。

多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力して活動していくこと。

より良い地域社会を築いていくため、区民と区が協働の意義を十分に理解し、共通の認識を持って協働事業に取り組むことが協働事業の質や効果を高めることにつながります。

2 協働の主体

協働事業を実施する主体を以下のように位置付けます。

区内に住み、働き、学び、または活動する人	}	活動主体
町会・自治会		
NPO法人		
任意団体（ボランティア、各種サークル、運営協議会等）		
教育・研究機関		
事業者・事業者団体		
公益法人・公益団体		
その他の団体（各種団体の連合会、共益団体、学術専門団体等）		
区		

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、区も主体の一つとして位置付けます。

なお、本指針は区民と区との協働を総合的・統一的に進めていくために必要な事項を定めるものであるため、以下の内容について基本的には「区民と区との協働」を想定した記載としています。「区民との協働」として記述する場合は、～の活動主体との協働のことをいいます。

3 協働の形態

協働には、以下のようなさまざまな形態があります。協働事業を実施する際にはその内容や目的に応じて、最も効果的かつ効率的な形態を選択することができるよう、それぞれの活動主体と区が努力していくことが大切です。

なお、区民が審議会等の委員となり意見を述べるなど、区政への参加・参画については本指針の対象としないこととします。

各協働の事業例は、平成20年度実施の「区内協働事業に関する調査」から抜粋したものです。（区民と区の関わり方の度合いに応じて整理した、協働事業の領域分類については14ページ参照）

(1) 事業協力

それぞれの活動主体や区の一つが主催者となる事業において、双方が資金、人材、物資等を提供し、協力して事業を行う形態です。また、区民が個人で事業に協力している場合も含まれます。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
防災訓練事業	町会・自治会やPTA等からなる避難拠点運営連絡会、防災会等の区民防災組織が主体となって行う防災訓練に対して、区が資器材の提供や訓練指導等の支援を行っている。	防災課
練馬まつり・照姫まつり事業	公募区民等からなる実行委員会の主催でまつりを企画・運営し、区は補助金の交付やPR、設営委託等の支援を行っている。	商工観光課
ファミリーサポート（育児支えあい）事業	区民が援助会員となり主体的に行う子育て援助活動に対して、区が講習会の実施や利用会員の受付等を行っている。	子育て支援課
学校安全安心ボランティア事業	保護者や地域住民がボランティアとなり、授業時間中の来校者の受付や児童とのふれあい給食を行う活動に対して、区がゼッケンの貸与や給食代等の負担を行っている。	学校教育部 庶務課
「区民発」生涯学習出前講座	趣味や特技を持つ区民や団体が講師として区に講座を登録し、区民からの希望に応じて講座を出前実施している。	生涯学習課

(2) 補助・助成

それぞれの活動主体が主体的に行う公益性の高い事業に対して、区が資金面で協力する形態です。特定の事業に対して区が補助金・助成金を交付し、協働で事業を実施する場合に該当します。

なお、各活動主体への支援策として包括的な助成を行う場合は、協働事業には該当しません。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
防犯設備整備費補助金	町会・自治会、商店会等が防犯カメラ・防犯灯等を設置する際に、経費の一部を補助している。	安全・安心担当課
民設子育てのひろば事業	NPO・ボランティア団体等が乳幼児とその保護者を対象とした子育ての広場事業を実施する際に、経費の一部を補助している。	子育て支援課
集団回収支援事業	町会・自治会やPTA、マンション管理組合等が古紙やアルミ缶等を回収し、資源回収業者に引き渡すリサイクル活動に対して、報奨金を支給している。	資源循環推進課

(3) 後援名義の付与

それぞれの活動主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、区が後援名義の使用を認めることにより、信用を付与し、活動主体を支援する形態です。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
ボランティア日本語教室	自主的に活動しているボランティア日本語教室に対して、区の後援名義を付与している。	文化国際課
歳末助け合い運動	社会福祉協議会、町会連合会、民生児童委員協議会が行う歳末助け合い運動に対して、区の後援名義を付与している。	地域福祉課

事業名	事業内容	所管課
不動産街頭無料相談会	社団法人全日本不動産協会東京都本部練馬支部が開催する無料相談会に対して区の後援名義を付与している。	住宅課

(4) 共催

事業やイベント等を、お互いの役割分担と責任の所在を明確にしたうえで、それぞれの活動主体と区がともに主催者となって行う形態です。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
練馬大根引っこ抜き競技大会	J A東京あおばが大会を運営し、区は当日の会場設営等を行っている。	都市農業課
区民環境行動講演会	環境活動団体等からなる区民環境行動連絡会がテーマ設定や講師選定等を行い、区は会場の手配やPR等を行っている。	環境政策課
体育の日記念行事	総合型地域スポーツクラブ(SSC)が実施計画の立案、実施等を行い、区はスポーツ施設の無料開放やPR等を行っている。	スポーツ振興課

(5) 実行委員会・協議会

個々の構成員の持つノウハウや、それぞれの活動主体のネットワーク等を活かし、それぞれの活動主体と区で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態です。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
振り込め詐欺撲滅推進協議会	町会連合会、商店街連合会、警察等の関係機関と区からなる協議会が、振り込め詐欺被害の撲滅のための連絡調整を行っている。	安全・安心担当課
女性センターえーるフェスティバル実行委員会	有識者、関係団体、区民、区からなる実行委員会が、フェスティバルのテーマの選定や講演会の講師選定等の企画、当日の運営を行っている。	人権・男女共同参画課

事業名	事業内容	所管課
地域福祉入門セミナー	区民、NPO・ボランティア団体、区からなる実行委員会が、セミナー企画から当日の運営までを行っている。	地域福祉課

(6) 委託

協働する意図を持ったうえで、それぞれの活動主体が持っている地域性や専門性、迅速性等の特徴を活かすことを目的に、主に区が実施している事業等を委託する形態です。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
地区区民館 管理運営業務委託	区が町会・自治会や利用者等からなる運営委員会に、施設管理や施設貸出等の管理運営業務を委託している。	地域振興課
障害者パソコン教室	区が障害者へのパソコン指導に実績のあるNPO法人に、講習会の実施運営を委託している。	障害者 サービス 調整担当課
子どもたちを健やかに育てる運動	区が青少年育成地区委員会に、青少年の健全育成のための実態調査や運動協力店推進活動等を委託している。	青少年課
区立公園の 住民自主管理	区が地域住民からなる管理運営委員会に、花壇、広場、遊具等の公園施設の点検や清掃等を委託している。	公園緑地課

(7) 事業展開への提案と事業実施過程への参画

地域に根ざした活動をしているさまざまな活動主体が活動を通して得たノウハウや知識を、区の事業の具体的な展開に活かすとともに、協力して事業を実施している形態をいいます。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
認知症モデル事業	認知症予防推進員や家族会等の区民、介護保険事業者、区等からなる認知症コーディネート委員会を設置し、認知症在宅支援のさまざまな取組をモデル的に実施・検討している。	在宅支援課

(8) 協働事業拡充のための人材育成

協働事業を将来支えるための人材を育成する形態です。育成した人材が将来、地域の課題解決を担うことを目的とし、結果的に協働事業を拡充するという成果が期待できるため、協働事業の一形態とします。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
地域福祉パワーアップ カレッジねりま	地域福祉の中核となる人材の育成をめざし、高齢者や子育て、障害等の課題を切り口として地域福祉をテーマに学習を進めている。	地域福祉課
健康づくりサポーター 育成事業	運動習慣の普及や食生活の改善、食育を推進する人材の育成をめざし、身体活動、運動施策、栄養施策について体系的に学習を進めている。	健康推進課

(9) その他の支援（広報媒体への掲載、施設・設備の提供、貸与等の支援）

それぞれの活動主体が行う活動の公益性・必要性を認め、活動を側面から支援する形態です。例えば広報媒体への掲載や施設の利用を認めることなどが考えられます。

《協働事業例》

事業名	事業内容	所管課
地域福祉団体交流会	NPO・ボランティア団体等のネットワーク化を図るために、区が冊子の作成や交流の場の設定等の支援を行っている。	地域福祉課
環境美化推進地区事業	町会・自治会等の地域住民の自主的な活動として地域の清掃を行う際に、区が清掃用具等を支給している。	環境保全課

4 協働の原則

協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、それぞれの活動主体と区が協働の原則を理解し、遵守していくことが必要です。下記の原則を一つ一つ確認しながら連携、協力していく姿勢が求められます。

(1) 対等の原則

それぞれの活動主体と区は、対等な協力関係にあるとの認識を持ち、話し合いの場で対等な発言権を有することや、協働協定書^(* 3)を作成することなどにより、役割分担を明確にして、双方が責任を持って業務を遂行することが求められます。

(2) 相互理解の原則

それぞれの活動主体と区は、十分なコミュニケーションを図り、対話を通して互いの立場や特性についての理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

(3) 自主性の尊重の原則

区は、それぞれの活動主体が有するさまざまな特性や長所を十分に活かすことができるよう、その自主性を尊重する必要があります。

(4) 情報公開の原則

それぞれの活動主体と区は、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。このことにより、区民の理解を得るとともに、他の活動主体にも参入機会を提供し、さらなるサービス向上につながるきっかけとなるからです。

(5) 自立化の原則

区は、それぞれの活動主体が自立し、成長につながる方向で協働を進めていく必要があります。

(6) 目的共有の原則

それぞれの活動主体と区は、協働することの目的を共有し、最大の目的

(* 3) 協働協定書：協働の主体同士が事業での役割分担を明確にするために事前に取り交わす約束文書等のことを指す。例として、要介護高齢者等の送迎を行なうNPO法人等からなる移動サービス連絡会が区と結んでいる「練馬区移動サービス研修の実施に係る協定」がある。

は区民の利益の向上であるという点を相互に理解・認識する必要があります。また、具体的な取組を考えるに当たっては、協働という手法を用いた方が単独で取り組むよりも成果が向上するかを個別具体的に判断していくことが必要です。

(7) 評価の原則

協働の質や効果をより高めるため、また、特定の活動主体との惰性的な関係を防ぐため、一定の時期に協働事業を評価・検証する必要があります。

第4章 協働を進めるために

1 協働を推進する体制を整備する

区民との協働を推進し、協働事業の質や効果を高めるため、協働を進める仕組みづくりについて、総合的・統一的に取り組んでいく必要があります。

一方、協働に関する相談や調整を行う窓口が不明確であることや、協働について区民と区、区民相互の共通理解が不足しているという課題があり、以下のような取組を進めていきます。

(1) 総合調整組織の設置

協働についての総合調整組織を区に設置し、協働推進の全体的な取組に関わる調整を行います。総合調整組織は、協働に関する情報を管理し、庁内の各部署と調整をして協働事業を増やしていくとともに、協働に関する総合的な窓口としての役割を果たします。

同時に、活動主体の活動状況や各部署が行っている協働事業など、協働に関する情報を共有化し、部署による対応の差がないよう、庁内の各部署間での連携を図る必要があります。また、各部署がそれぞれの活動主体と行っている調整については、個々の事業を通じて実施していきます。

(2) 協働を推進するための区民との協議組織の設置

今後、協働を推進するための仕組みづくりに当たり、区だけで進めるのではなく、各活動主体の意見を反映するための協議組織を設置します。

(3) 協働事業についての区民への普及啓発

区民が協働の必要性を理解し、積極的に地域活動に参加できるようにするため、講演会の開催やパンフレットの配布等の普及啓発事業を行います。協働の意義を区民と共有するための欠かせない取組であり、継続して実施していきます。

(4) 職員の意識の向上とスキルアップ（職員向けのガイドブックの発行、研修の実施）

職員が協働に対する意義を十分に理解し、共通の認識を持って協働事業に取り組むために、協働事業の選定から評価まで、具体的な協働事業の進め方を盛り込んだ協働の手引き書となる「協働のガイドブック」の発行や研修を実施します。

2 協働の主体がいきいきと活動できる環境を整備する

協働事業を推進するためには、それぞれの活動主体が活発に活動するための環境を整えることが必要です。一方、各活動主体は、構成員の高齢化・固定化や財政基盤が弱いことなど、それぞれの組織運営上の課題を抱えています。また、現在、区主導型の協働事業数が全体の約6割を占めていることから（下表参照）、区民主導型の協働事業を増やすことが課題となっています。そのため、以下のような取組を進めていきます。

表 協働事業の領域分類

A	B	C	D	E
区民が主体的に活動する領域	区民が主導し、区が支援する領域	区民と区がそれぞれの主体性の下に連携、協力して実施する領域	区が主導し、区民の参加を得ながら行う領域	区主体で区の責任によって行う領域
				
基本的に協働の領域の対象とは捉えないこととする。	【協働の形態】 ・事業協力（区民主催） ・補助・助成 ・後援名義 【協働事業例】 ・防災訓練事業 ・練馬まつり・照姫まつり事業 ・民設子育てのひろば事業	【協働の形態】 ・共催 ・実行委員会・協議会 【協働事業例】 ・練馬大根引っこ抜き競技大会 ・体育の日記念記念行事 ・地域福祉入門セミナー	【協働の形態】 ・委託 ・事業への提案と参画 ・事業協力（区主催） ・人材育成 【協働事業例】 ・認知症モデル事業 ・地区区民館管理運営業務委託 ・子どもたちを健やかに育てる運動	基本的に協働の領域の対象とは捉えないこととする。
分類対象外	25.4%	17.7%	56.9%	分類対象外

平成20年度実施の区内協働事業に関する調査結果を基に作成。

(1) 地域活動支援の充実

それぞれの活動主体が継続的かつ安定的に活動するための支援を充実させていきます。

町会・自治会の活動の活発化のために、継続して加入促進の支援や活動のPR、町会の運営者への研修、団体相互の情報交換の促進等の支援を実施していきます。また、NPO・ボランティア団体に対して、NPO活動支援センターの運営等を通じた支援を充実させます。

そのほか、青少年育成地区委員会の活動に対して、青少年課と地域振興課の地域支援推進担当が支援しているように、区がそれぞれの活動主体に行っている支援についても、個々の事業を通じて実施していきます。

(2) 協働事業提案制度の創設

協働事業の推進施策の一つとして、それぞれの活動主体から自発的に提案された協働事業を実現するための制度を創設します。

(3) 協働事業評価制度の創設（個々の協働事業の振り返りの仕組みづくり）

協働事業の成果や手法、進め方など、協働による取組を評価し次の取組に活かしていくために、個々の協働事業について、それぞれの活動主体と区の双方で、「協働の振り返り」を行う仕組みの創設に向けた、協議・検討を進めていきます。

(4) 協働の拠点の整備

多様な活動主体の活動・交流や情報の発信、地域活動についての相談等ができる場を整備し、各活動主体をさまざま形で支援していきます。

3 多くの人材が地域で活躍するための仕組みをつくる

協働事業を進めるためには、協働を担う人材の育成・確保が不可欠の取組みです。地域で活躍するためのきっかけづくりや育成した人材の活動の場が求められており、以下のような取組を進めていきます。

(1) 地域で活動する機会や場の提供

さまざまな技能や経験、意欲を持った人材が、自主的に活動に参加できるような機会や場の提供を進めます。

(2) 協働のコーディネーターの育成・確保

協働の主体の相談役・調整役となる「協働のコーディネーター」について、役割を明確にしたうえで、人材を育成し、確保していきます。

資料 1

練馬区区民協働のあり方懇談会設置要綱

平成21年5月8日

21練産地第281号

(設置)

第1条 練馬区と区民および地域団体(以下「区民等」という。)との協働のあり方等について検討するため、練馬区区民協働のあり方懇談会(以下「懇談会」という)を設置する。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区と区民等との協働のあり方に関する事項
- (2) 練馬区と区民等との協働の進め方に関する事項
- (3) その他、練馬区と区民等との協働の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 懇談会委員は、つぎに掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 公募区民 3人
- (3) 区内各種団体代表者 5人

2 懇談会に座長および副座長を置く。座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長が指名する。

3 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 懇談会委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月末日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、懇談会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開で行なうものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、懇談会の運営につき必要な事項は区民生活事業本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

練馬区区民協働のあり方懇談会 委員名簿

職	氏名	所属	
座長	おおや ゆきえ 大屋 幸恵	学識経験者	武蔵大学社会学部教授
副座長	わたど いちろう 渡戸 一郎	学識経験者	明星大学人文学部教授
委員	あまぬま たくや 雨沼 拓也	公募区民	高松在住
委員	あらかき しげお 新木 繁男	公募区民	西大泉在住
委員	いわた さちひこ 岩田 幸彦	公募区民	春日町在住
委員	おがわ よしあき 小川 善昭	事業者団体	練馬区商店街連合会副会長
委員	かなや じゅんこ 金谷 閏子	任意団体	練馬区青少年育成第七地区委員会会長
委員	たかはし しろう 高橋 司郎	町会・自治会	光が丘地区住民組織連合協議会会長 (練馬区町会連合会副会長)
委員	ちば かつえ 千葉 勝恵	NPO法人	特定非営利活動法人手をつなご理事長
委員	やまうら しげこ 山浦 成子	ボランティア団体	練馬ボランティア・市民活動センター 運営委員会委員長

(委員名は50音順)

資料3

練馬区区民協働のあり方懇談会 検討経過

	開催日時	場 所	検 討 内 容
第1回	5月25日(月) 18:30~20:30	庁議室	運営についての基本的な考え方 懇談会の検討事項等 大屋座長、渡戸副座長による講義
第2回	6月23日(火) 18:30~20:30	庁議室	協働の基本的な考え方
第3回	7月23日(木) 18:30~20:30	庁議室	分類・体系化を通じた、区の協働事業 の傾向 現状の協働事業の成果 協働推進に向けた課題と解決の方向 性 協働事業の現状、課題と目標
第4回	8月26日(水) 18:30~20:30	庁議室	「練馬区区民との協働指針策定に向け ての提言(たたき台)」について
第5回	10月7日(水) 18:30~20:30	庁議室	「練馬区区民との協働指針策定に向け ての提言(案)」について

練馬区区民協働調整会議設置要綱

平成20年7月22日

20練産地第814号

(設置)

第1条 区民および地域団体(以下「区民等」という。)との協働について、全庁的な体制のもとにその取り組みの推進を図るために、練馬区区民協働調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 調整会議は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、区民生活事業本部長とする。

3 副委員長は、産業地域振興部長とする。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第3条 委員長は、調整会議を招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、調整会議の事案に関係ある職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 調整会議は、つぎの各号に掲げる事項を所掌する。

区民等との協働に関する基本的な事項

区民等との協働の推進に関する事項

(仮称)練馬区協働推進ガイドブックに関する事項

協働事業拠点の整備に関する事項

前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(作業部会)

第5条 調整会議に必要となる素案を作成するために、調整会議の下に区民協働作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

2 作業部会は委員長の指示を受け、協働の推進に関する必要な事項について検討を行い、検討結果を調整会議に報告する。

3 作業部会は、部会長、副部会長および部会員をもって構成する。

4 部会長は、地域振興課長とし、副部会長は企画課長とする。

5 部会員は、別表第2に掲げる課の課長が指名する者とする。

6 前項の規定にかかわらず、部会長は、特に必要があると認めるときは、作

業部会の事案に関係ある職員を、部会員に指名することができる。

(庶務)

第6条 調整会議および作業部会の庶務は、区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、調整会議の運営につき必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月23日から施行する。

別表第1(第2条関係)

企画部長 危機管理室長 福祉部長 環境清掃部長 土木部長 生涯学習部長 区民生活事業本部経営課長 健康福祉事業本部経営課長 環境まちづくり事業本部経営課長 広聴広報課長 企画課長 経営改革担当課長 基本構想担当課長 総務課長 地域振興課長 地域福祉課長 子育て支援課長 学校教育部庶務課長

別表第2(第5条関係)

区民生活事業本部経営課 健康福祉事業本部経営課 環境まちづくり事業本部経営課 経営改革担当課 防災課 安全・安心担当課 地域福祉課 子育て支援課 計画調整担当課 環境保全課 公園緑地課 学校教育部庶務課 新しい学校づくり担当課 生涯学習課

発行 練馬区区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北 6 -12- 1 練馬区役所 本庁舎 9 階

TEL 03-5984-1247(ダイヤルイン)

FAX 03-3557-1351

電子メールアドレス CHIIKI@city.nerima.tokyo.jp

ホームページ [http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/soshiki/sangyo/
chiikishinko.html](http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/soshiki/sangyo/chiikishinko.html)